

総合生活保険（交通傷害補償）の加入について

在宅医療の普及に伴う医師の交通事故リスク拡大を背景に、組合員の福利厚生の実施のため、令和4年10月より、全組合員を対象に、総合生活保険（交通傷害補償）に加入することになりました。保険料は全額組合負担のため、組合員の先生方からの保険料等の徴収はありません。つきましては、下記の通り、加入内容をご案内致します。

記

総合生活保険（交通傷害補償）

補償の概要：組合員本人が、運行中の交通乗用具（自動車、自転車、電車、航空機、船舶等）との接触・衝突、運行中の交通乗用具に搭乗中の交通事故などにより死亡した場合、100万円の保険金が支払われます。また、後遺障害を負った場合には、程度に応じ100万円を限度に保険金が支払われます。

保険期間：令和4年10月1日午後4時～令和5年10月1日午後4時（1年間）

対象：広島県医師協同組合全組合員

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

問い合わせ先：広島県医師協同組合（082-568-4511）

事故時連絡先：広島県医師協同組合

指定代理店 広医株式会社（TEL 082-568-6330）